

大町ダム等再編事業 事業監理委員会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「大町ダム等再編事業事業監理委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、大町ダム等再編事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会では、下記の事項について検討を行う。

- ① 事業の進捗状況、見通し等に関する事項
- ② コスト縮減に関する事項
- ③ 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する事項
- ④ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 委員会は、別表－1に掲げる委員により構成するものとし、千曲川河川事務所長が委嘱する。

2 委員会にはオブザーバーを置くことが出来る。

(委員長等)

第5条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(委 員 会)

第6条 委員会の招集は、千曲川河川事務所長(以下、「事務所長」という。)が行うものとする。

- 2 委員会は委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた時期において開催する。

(情報公開)

第7条 委員会及び配布資料等については、原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員会総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

この規約は、令和3年3月23日から施行する。

別表－1

大町ダム等再編事業事業監理委員会 委員名簿

【委 員】

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属・役 職	分 野
河村 隆	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	地 盤
田下 昌志	長野県 建設部長	行 政
箱石 憲昭	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ グループ長	ダム構造
山沖 義和	信州大学 経法学部 学部長	経 済
吉谷 純一	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 教授	治 水

(50音順、敬称略)

【オブザーバー】

氏 名	所 属・役 職	分 野
伊東 敏彦	東京電力R P (株) 高瀬川事業所長	共同 事業者